



行政管理部契約課  
平成27年6月改定

## 1 総合評価方式の目的

公共工事の品質確保を図ることを目的として、平成17年4月に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」といいます。）が施行されました。この中で、地方公共団体も、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとされています。本市においても、建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するため、品確法に位置づけられた入札方式である総合評価方式を試行的に平成23年度から導入しておりますが、評価項目や配点についてここで見直しを行い再試行するものです。

また、地域への貢献、格差是正、環境などに関する評価項目を取り入れることにより、事業者によるこれらの取組みが推進されるよう図っています。

## 2 総合評価方式の概要

総合評価方式は、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高い者を落札者とすることにより、最も品質の良い施工業者を選定する入札方式です。総合評価方式においては、新しい施工方法や施工上の工夫などの施工計画、同種工事の施工実績、工事成績等が評価の対象となります。

## 3 府中市の総合評価方式

### (1) 採用する類型

本市では、総合評価方式の類型のうち、技術的な工夫の余地が少ない一般的な工事において、施工計画は評価の対象とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する「市町村向け簡易型（特別簡易型）」を採用します。

### (2) 対象となる工事

予定価格500万円以上の工事の中から、府中市指名業者審査委員会の審査を経て、総合評価方式の対象となる工事を選定することとします。

(3) 評価値の算定

価格評価点と技術評価点の合計を評価値とします。

ア 価格評価点の算定式は、次のとおりです。

$$100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

イ 技術評価点は、次のとおりです。

技術評価項目の合計評価点

(4) 落札者の決定

予定価格以下（最低制限価格以上）の入札価格で入札した入札参加者のうち、(3)により算定した評価値が最も高い業者を落札者とします。ただし、公共工事低入札価格調査制度の対象となる入札の場合で、評価値が最も高い入札参加者の入札価格が基準価格未満であるときは、府中市公共工事低入札価格調査制度取扱要綱の規定により、府中市低入札価格審査委員会による審査を経て落札者を決定します。

(5) 資料の提出

入札参加希望者は、入札参加申請に当たり、入札の告示の表示に基づいて、技術評価点の評価のために必要な配置予定技術者の資格、下請契約、建設業退職金共済制度等の加入、障害者雇用、育児・介護休業制度、ボランティア活動、ISO14000シリーズの取得等を証する技術評価資料を提出するものとします。

(6) 技術評価項目及び配点

技術評価項目及び配点は、総合評価方式の技術評価項目（別表1）のとおりです。

4 総合評価方式の手続き

(1) 学識経験者への意見聴取

次の場合に、学識経験者からの意見聴取を行うものとします。

ア 入札に当たり落札者決定基準を定めるとき。

イ 落札者を決定するとき。ただし、アにおいて、落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるとされたときに限ります。

(2) 指名業者審査委員会の審査

総合評価方式を採用する工事の選定については、府中市指名業者審査委員会による

審査を経ることとします。

(3) 情報の公開

落札者を決定した場合は、速やかに入札者の評価点を公表します。

5 総合評価方式の流れ



## 6 その他

### (1) 虚偽の申請及び悪質な行為について

虚偽の申請、その他悪質な行為があった場合には、府中市業者指名停止基準に基づく措置を講ずるほか、当該事業者の入札を無効とします。

### (2) 評価値や項目、配点について

このガイドラインによる評価値の算定方法、配点等は、総合評価方式を試行的に実施するなかで、必要に応じて見直しを行うこととし、落札者決定基準（技術評価項目）については対象事業（工事）の内容により、特記すべき項目又は採用しない項目がある場合には、事業（工事）を行う主管課長と契約課長で協議のうえ評価項目を決定することとします。

別表 1

## 総合評価方式の技術評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点	配点	
企業の技術力	企業の施	工事成績 (過去3年間)	80点以上	5	5
			75点以上 80点未満	4	
			70点以上 75点未満	3	
			65点以上 70点未満	2	
			60点以上 65点未満	1	
			60点未満又は実績なし	0	
	工	工事实績 (過去3年間)	同種かつ同規模以上の工事实績あり	2	2
			同種の工事实績あり	1	
			同種の工事实績なし	0	
	配置 予定 技術者	保有資格	1級技術者	2	2
			2級技術者	1	
			その他の技術者	0	
工事实績(過去3年間において主任(監理)技術者としての実績)		同種かつ同規模以上の工事实績あり	2	2	
		同種の工事实績あり	1		
		同種の工事实績なし	0		
地域への貢献	入札参加業者の所在地	市内本店	2	2	
		市内支店・営業所	1		
		市外	0		
	共同企業体(JV)代表者の所在地	市内本店	2	2	
		市内支店・営業所	1		
		市外	0		

地域 密度 着 度 及 び 貢 献 度	本市と災害時の応援等に係る協定を締結している団体への所属	所属している	1	1	
		所属していない	0		
	市内事業者下請の金額割合（入札参加者が市内業者の場合は自社施工分は含まない）	50%以上	3	3	
		40%以上～50%未満	2		
		30%以上～40%未満	1		
		20%以上～30%未満	0.5		
		20%未満	0		
	市内におけるボランティア活動実績（3年以上継続的に実施していること）	2つ以上のボランティアを実施	2	2	
		1つのボランティアを実施	1		
		なし	0		
社会 貢 献 度	格差是正への取り組み	建設業退職金共済制度等の加入及び退職一時金制度等導入の有無	あり	1	1
		なし	0		
	障害者雇用等の取り組み	あり	1	1	
		なし	0		
	男女共同参画の推進(育児・介護休業制度等の有無)	あり	1	1	
		なし	0		
	環境配慮	ISO14000 シリーズの取得の有無	あり	1	1
			なし	0	

(注) 総合評価方式の技術評価項目の詳細

#### 1 工事成績

入札の告示日から過去3年以内に完了した同種の工事（出資比率30%以上のJVによる工事を含まず。）で、東京都及び本市発注の直近3件の工事成績評定点の平均点とします。工事实績が3年間で2件のときは、その2件の工事成績評定点の平均とし、工事实績が3年間で1件のときは、その工事成績評定点をもって評価を行います。

#### 2 工事实績（企業及び配置予定技術者）

対象は、国又は地方公共団体の発注工事で、入札の告示日から過去3年以内に完了した工事業種が同じもの（出資比率30%以上のJVによる工事を含まず。）とします。ただし、件数が少ない工事業種においては、3年を超える期間を設定します。

「同規模」の要件は、入札の告示で具体的に表示します。

#### 3 配置予定技術者

建設業法で規定する1級技術者、2級技術者及びその他の技術者とし、複数の資格を持つ場合は、そのうちの上位の資格とします。

また、配置予定技術者は、工事の完了まで変更できないこととします。ただし、配置予定技術者の事故、疾病等による場合で、市が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合、変更後の「配置予定技術者」の評価点は、変更前の評価点以上となることとします。

#### 4 事業所の所在地

入札参加事業者の所在地が市内本店、市内支店又は営業所、その他で判断します。

なお、共同企業体（JV）を条件とした案件の場合には、代表者の所在地について評価基準に基づき判断します。



5 本市と災害時の応援等に係る協定を締結している団体への所属

本市の地域防災計画に基づいて、災害時の応援等に係る協定を締結している団体に所属している事業者について加点評価します。

6 市内事業者への下請割合（入札参加者が市内業者の場合は自社施工分は含まない）

下請事業者予定一覧により配点し、工事完成検査時に、契約書の写し等の契約金額が確認できる書類の提出により、履行の確認を行います。

なお、市内事業者とは、府中市内に本店を有する事業者のみをいいます。

7 ボランティア活動の有無（市内実績）

事業者として取り組み、無償で地域社会貢献のために行う活動が該当します。

（例）

- ・会社周辺の道路、河川、公園等の清掃、ごみ拾い、草刈り等
- ・福祉施設への慰問
- ・防犯パトロール
- ・その他広く地域社会への貢献活動（総務省により消防団協力事業所表示制度、法務省による保護観察者等協力雇用主制度、東京都による自主的緑化事業等）

ボランティア活動への取り組み実績については、3年以上継続していることを条件とし、期間の算定は工事成績と同様に入札の告示日から過去3年とします。

また、ボランティア活動には、東日本大震災の被災者支援についての実績も含みます。

なお、ボランティア活動の活動状況については、事業者作成のボランティア活動計画書及び実績書、写真、パンフレット等の提出により実績確認を行うこととします。

※ 共同企業体（JV）を条件とした案件の場合には、代表者を含む構成員全体の状況をもって評価します。

8 建設業退職金共済制度等

建設業退職金共済制度、退職一時金制度及び中小企業退職金共済制度で、経営事項審査で加点評価されるものを対象とします。

9 障害者の雇用

雇用期間1年以上の障害者雇用を対象とします。

10 男女共同参画の推進（育児・介護休業制度等）

育児・介護休業制度、それに伴う短時間勤務制度等の措置で、就業規則に記載のあるものをいいます。

11 ISO14000シリーズの取得状況

入札告示日現在の取得状況を条件として評価します。